

活力と魅力あふれる東青地域づくり検討会議設置要綱

(設置)

第1 東青地域の経済、風土、文化などの特性を活かした地域づくりを進めるため、活力と魅力あふれる東青地域づくり検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会議は、次の事項を協議する。

- (1) 東青地域が保有する資源や強みを踏まえた諸施策
- (2) 「青森県基本計画未来への挑戦」における東青地域の計画の推進に係る事項
- (3) その他東青地域の地域づくりに必要な事項

(組織)

第3 検討会議は、委員30名程度をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、青森県東青地域県民局長が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は就任の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(議長等)

第4 検討会議に議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、検討会議の事務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議の会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、会議の議長となる。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6 検討会議は、特定のテーマに対する諸施策等の調査検討に対して必要がある場合は、部会を置くことができる。

(協議会の庶務)

第7 検討会議の庶務は、青森県東青地域県民局地域支援室において行う。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月14日から施行する。
- 2 検討会議の第1回会議は、第5第1項の規定にかかわらず、青森県東青地域県民局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

別表（第3関係）

関係市町村職員 商工関係団体の代表 観光関係団体の代表 農業関係団体の代表 水産関係団体の代表 企業の代表 金融機関関係者 有識者等 青森県東青地域県民局長
--